

下 水 道 事 業

監査の概要

1. 監査の種類

地方自治法第252条の37第1項及び船橋市外部監査契約に基づく監査に関する条例（平成12年3月31日条例第4号）の規定に基づく監査

2. 特定の事件（監査のテーマ）

下水道事業の財務に関する事務の執行

3. 監査対象年度

平成15年度（ただし、必要に応じて他の年度についても監査対象とした。）

4. 監査対象部局

下水道部（河川管理課及び河川整備課を除く。）

5. 包括外部監査人及び補助者

包括外部監査人

前田 勝己 公認会計士

補助者

中里 猛志 公認会計士

鈴木 信一 公認会計士

小出 健治 公認会計士

伊藤 孝明 公認会計士

坂邊 淳也 公認会計士

村瀬 征雄 公認会計士

伊原 嘉伸 公認会計士

大川 健哉 公認会計士

神田晋之介 米国公認会計士

6 . 特定の事件の選定理由

下水道は、市民生活の根幹をなす極めて重要なライフラインである。したがって、市は、これまでもその普及のために下水道使用料、国庫補助金、一般会計繰入金、下水道債の発行等によって調達した多くの資金を投下している。

しかしながら、市の下水道普及率は現状なお低位であり、全国や県内の平均普及率を下回っている。また、下水処理量や汚泥処理量も年々増加する傾向にある。そのため、下水道の幹線整備や処理場の維持管理については、既存設備の老朽化に対する将来的な備えも含め、今後も多くの建設資金や管理費用が必要になるものと考えられる。

そこで、下水道事業は市民の関心が高く、全市民の生活への影響も大きいことから、下水道事業の財務に関する事務の執行について、合規的かつ効率的に行われているか検証することは、市財政の改善への寄与と市民への有益な情報提供を可能にするものと考え、特定の事件として選定することとした。

7 . 監査の要点

(1) 使用料の徴収事務の適正性

使用料徴収事務は法令等に基づき、かつ効率的に行われているか。

使用料水準は市の財政状態や市民負担の観点から適切であるか。

(2) 行政コストの把握・分析

事業全体の実質コストを把握する。

市民1人当たりコストは妥当な水準か。

減価償却コストや利息負担が過大になっていないか。

(3) 契約事務の適正性

契約事務は法令等に基づき、かつ効率的に適切に行われているか。

委託について、民間事業者を有効に活用しているか。

(4) 将来の事業見通しについて

将来の事業見通し及び計画策定は適切か。

(5) 財産管理の適切性

施設、物品等の財産の管理は法令等に基づき、かつ効率的に行われている

か。

(6) 人件費の適切性

各種手当を含む人件費について、支給内容及び支給額は法令等に基づき、かつ妥当といえるものか。

8 . 監査手続

- (1) 主要施設の管理運営の実情を把握するため、関係施設について現場視察を実施した。
- (2) 使用料徴収事務及び使用料水準について、担当者への質問、契約書及び関係書類との照合を行った。
- (3) 施設全体の管理運営コストを把握するため、総務省「地方公共団体の総合的な財政分析に関する調査研究会報告書」の考え方に基づき、コスト試算を実施した。
- (4) 契約事務について、担当者への質問、契約書及び関係書類との照合を行った。
- (5) 包括的民間委託について、担当者への質問及び関係書類の閲覧を行った。
- (6) 将来の事業見通しについて、担当者への質問及び関係書類との照合及び閲覧を行った。
- (7) 施設及び物品の管理状況を確認するため、担当者への質問、契約書及び関係書類との照合を行った。
- (8) 人件費について、担当者への質問、契約書及び関係書類との照合を行った。

9 . 利害関係

包括外部監査の対象とした事件につき、地方自治法第 252 条の 29 の規定により記載すべき利害関係はない。